

業務部速報



No. 3

発行 21. 6. 30

JR東労組 業務部

申16号

「『グループ会社における副業について』に関する解明交渉を行う!」② 6月28日開催

勤務等について

- ・全てにおいて本業が優先となるため、本業の勤務指定を優先とする。
- ・本業と副業との勤務間インターバルは設けない。
- ・異常時対応等が発生し本業に支障の恐れがある場合は、副業先の業務を行わず本業の業務にあたることになる。
- ・副業先から本業の出勤途中に輸送障害等が発生し勤務間に合わなかった場合は、障害休暇とはならない。あくまでも自分の時間であるため欠勤となる。

賃金等について

- ・一般的なルールとして副業先の収入が20万円を超えれば、確定申告が必要になる。
- ・副業先の通勤手当については、雇用契約に基づき決定される。
- ・労働災害・通勤災害については、会社が判断できるものではない。労働基準監督署の認定に基づき個別に取り扱う。JR東日本としては自分の時間で怪我等した場合と同様に取り扱うため、賃金等の補償を行うことはない。

組合

- ・6月1日に説明、7月1日実施では実施ありきと言わざるを得ない。現場視点で進めていただきたい。
- ・就業規則第16条をベースに、社外の変化、ガイドライン改定に伴い実施することに対し、労働時間管理が、会社管理から自己管理に変わること等、リスク管理の視点では緩和されていると危惧する。
- ・働く側の自己管理に重きを置いていくため高度な労働になると感じる。その中で、管理者・社員の意識の醸成、グループ会社側と本業の問題意識が一致出来ているのか不十分さがあるのではないのか。
- ・グループ会社の非正規雇用含めて仕事を奪うことは、労働組合としては望むべきものではない。また要員の確保で副業となると会社の示す目的にもならない。
- ・現段階、安全と健康の確保の視点で疑義があると言わざるを得ない。組合員の雇用と利益、また働く側が守られるセーフティネットがしっかり機能する環境にあるのか。労働者の保護ルール、労使でつくり上げた乗務員勤務制度、賃金制度にも影響を及ぼすものであれば、現時点で反対のスタンスを取らざるを得ない認識であり、納得感が見出せるまで議論を積み重ねる必要がある。一旦立ち止まって再考すべきとの問題意識である。

会社

- ・安全と健康の確保に疑義があることに関して、しっかり理解を尽くすことが大事である。
- ・本業を前提としたうえで、就業規則16条の考え方があることは変わらない。
- ・実施する中で、社員の疑問に答えながら進めていきたい。
- ・申し入れ等があれば、労使間の取り扱いに則り議論する。



**「安全確保」と「健康確保」が大前提であり、現時点で疑義があると言わざるを得ません!
今後、団体交渉を精力的に行い、納得感を見出すまで議論を積み重ねていきます!**